

議案第59号

杉並区中小企業資金融資あつせん条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和3年9月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区中小企業資金融資あつせん条例の一部を改正する条例  
杉並区中小企業資金融資あつせん条例（昭和43年杉並区条例第2号）の一部を  
次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 3 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により事業の経営の状況が悪化したと認められる者が、令和3年10月1日から区長が別に定める日までの間に経営安定運転特例小口資金及び経営安定運転特例資金の融資のあつせんの申込みをした場合における第6条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「700万円」とあるのは、「1,200万円」とする。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症等の影響により事業の経営の状況が悪化したと認められる者に係る融資をあつせんする資金の限度額の特例を定める必要がある。